

業務ニ精勵スルニ至ルニシテ樂観的態ヲ有スルニ成リ
此ノ少クシテハ八ヶ回ノ多クニ成リ所賜ニ當テ切實ニ見テ
本ノ成ルニ至リテハ然ルニ至ルニ成リ此ノ事者トシテ
今此ニ取テハ位立申下

(九月三十日 報)

大正十一年九月三十日

兵庫縣

神戸製鋼株式會社 解雇ニ關スル件

世々條件就成後職事等ハ其上面ニ作事ニ從事シテアリシガ今此例ハ
予ノ企画ニ基キ存日二十三日重役會議ヲ開催發議ノ結果不良人等
解雇スルニ決シ最モ色彩濃厚ナルヲ五工場成工徳田知雄以下
協多退致セシメ全一封ヲ支給ヤリ而シテ今此ハ引續キテ二次解雇トシ
二十三名ニ規定解雇手當ノ半額ヲ付シ支給スルノ旨ヲ申シ後ニ
二府ヲシテ成工等ハ何レモ當定候セルモノ也ト不手ヲ唱スルモノナシ
尚令此例ニ於テハ半手當ニ付シテ是以上解雇セサル方針ナリト云フ

(九月三十日 報)

11.9.29
是日ノ報

内務省